

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)



## 平成 30 年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

### I 対象施設

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 3 項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号。以下「公文書管理法施行令」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する「国立公文書館等」（16 施設）

\*\*\*\*\*

- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 1 号  
独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）
  
- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 2 号  
行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの  
(公文書管理法施行令第 2 条第 1 項)
  - 第 1 号 宮内庁の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの  
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）
  
  - 第 2 号 外務省の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの  
外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）
  
  - 第 3 号 独立行政法人等の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの  
国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室（以下「北海道大学」という。）  
国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室（以下「東北大学」という。）  
国立大学法人筑波大学アーカイブズ（以下「筑波大学」という。）  
国立大学法人東京大学文書館（以下「東京大学」という。）  
国立大学法人東京外国語大学文書館（以下「東京外国語大学」という。）  
国立大学法人東京工業大学博物館資料館部門公文書室（以下「東京工業大学」という。）  
国立大学法人名古屋大学大学文書資料室（以下「名古屋大学」という。）  
国立大学法人京都大学大学文書館（以下「京都大学」という。）  
国立大学法人大阪大学アーカイブズ（以下「大阪大学」という。）  
国立大学法人神戸大学大学文書史料室（以下「神戸大学」という。）  
国立大学法人広島大学文書館（以下「広島大学」という。）  
国立大学法人九州大学大学文書館（以下「九州大学」という。）  
日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「日銀アーカイブ」という。）

\*\*\*\*\*

## II 対象期間

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）  
時点を問うものは、平成31年3月31日現在の状況

## III 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにするため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（第8条第1項）
- ② 独立行政法人等からの移管（第11条第4項）
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（第14条第4項）
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人からの寄贈又は寄託（第2条第7項第4号）による受入れを行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならないこと等が規定されている。

### 1 保存の状況

#### (1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項及び第2項）。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、平成30年5月18日一部改正。以下「特定歴史公文書等ガイドライン」という。）では、行政機関及び独立行政法人等から受入れを行った歴史公文書等は、生物被害への対処、簡単な措置（例えば、ドライクリーニング、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し、綴じ直し）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の見読性を確保するた

めの媒体変換等、保存に必要な措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行うこととされている(第2章第1節第3条(留意事項))。また、法人等又は個人から受入れを行った歴史公文書等については、利用の制限に関する設定を済ませた後は、行政機関及び独立行政法人等から受け入れた場合と同様、生物被害への対処、簡単な措置(綴じ直し、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し等)、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施し、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行うこととされている(第2章第1節第4条(留意事項))。

平成31年3月31日現在、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表1のとおり、合計で2,029,480件である。このうち、1,998,054件(98.5%)は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種別をみると、「文書又は図画」が1,988,922件(99.5%)と大多数を占めており、「電磁的記録」は8,409件(0.4%)となっている。

平成29年度と比べると、総所蔵数が69,552件(対前年度比3.5%)の増加、目録に記載され排架されているものが68,283件(対前年度比3.5%)の増加となり、媒体別では「文書又は図画」が67,898件(対前年度比3.5%)の増加となっている。(平成30年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等については、別添資料1を参照)

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが31,426件(1.5%)ある。このうち、平成30年度に移管等がなされたものは28,856件であるが、その多くが平成30年度の下半期に移管されたものであって、平成31年3月31日現在では、受入れからまだ1年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っているところである。また、残りのものについては、分類・整理や目録の作成に時間を要していることなどから、目録に記載されていないものである。

表 1 所蔵件数及び目録の記載状況

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数						
		目録に記載された件数				目録未記載の件数	
		媒体の種別			うち平成30年度 移管等受入れ		
		文書又は図画	電磁的記録	その他			
国立公文書館	1,498,798	1,475,712	1,472,961	2,568	183	23,086	23,086
宮内公文書館	92,976	92,976	92,975	1	0	0	0
外交史料館	109,342	109,339	109,339	0	0	3	3
北海道大学	2,191	1,986	1,986	0	0	205	205
東北大学	9,380	9,380	9,318	62	0	0	0
筑波大学	6,082	3,448	3,417	0	31	2,634	2,621
東京大学	9,393	7,871	7,813	57	1	1,522	248
東京外国語大学	5,427	5,427	5,427	0	0	0	0
東京工業大学	477	122	122	0	0	355	355
名古屋大学	30,834	30,834	30,683	151	0	0	0
京都大学	67,217	65,934	65,934	0	0	1,283	0
大阪大学	8,299	6,496	6,457	39	0	1,803	1,803
神戸大学	52,705	52,702	50,817	1,482	403	3	3
広島大学	21,403	21,403	20,883	516	4	0	0
九州大学	13,403	12,871	12,770	0	101	532	532
日銀アーカイブ	101,553	101,553	98,020	3,533	0	0	0
平成30年度 合計	2,029,480	1,998,054	1,988,922	8,409	723	31,426	28,856
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.5%	—	—	—	1.5%	1.4%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.4%	0.0%	—	—
平成29年度 合計	1,959,928	1,929,771	1,921,024	7,970	777	30,157	25,406
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.5%	—	—	—	1.5%	1.3%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.4%	0.0%	—	—

(注) 1 「電磁的記録」はCD、DVD等である。

2 「その他」は写真原板、パネル等である。

3 宮内公文書館の「目録に記載された件数」は、所在不明により探索中の特定歴史公文書等1件を含む。

4 東京大学の「その他」の件数は、同館から平成29年度に報告された件数(5件)より4件少ない。同4件については、媒体がカセットテープであることから、「電磁的記録」に計上している。

5 名古屋大学の「その他」の件数は、同館から平成29年度に報告された件数(54件)については、媒体がカセットテープであることから、「電磁的記録」に計上している。

## (2) 利用制限区分の状況

国立公文書館等では、特定歴史公文書等ガイドラインに基づき、受け入れた特定歴史公文書等について、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定した上で、一般の利用に供している。また、利用請求があった場合等には、「要審査」（事前審査が完了しておらず、利用制限事由の該当性の有無の審査が必要なもの）文書等の審査を行い、随時、目録上の利用制限区分の変更を行っている。

表2のとおり、目録に記載された特定歴史公文書等 1,998,054 件のうち、事前審査等を行った結果、「全部利用」（特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの）とされているものは 998,400 件（50.0%）、「一部利用」（特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの）とされているものは 41,047 件（2.1%）、「全部利用制限」（特定歴史公文書等の全部が利用制限事由に該当するもの）とされているものは 86,673 件（4.3%）であり、合計 1,126,120 件（56.4%）が審査を完了している。また、「要審査」とされているものは 871,933 件（43.6%）となっている。

なお、平成29年度と比べ、審査済みの件数は、26,622 件（対前年度比 2.4%）の増加となっている。

表2 利用制限区分の状況

(単位：件)

施設名	目録に記載された件数（再掲）	利用制限区分の別				要審査
		審査済み				
		全部利用	一部利用	全部利用制限	(総計)	
国立公文書館	1,475,712	853,173	7,019	82,556	942,748	532,964
宮内公文書館	92,976	44,705	2,309	99	47,113	45,862
外交史料館	109,339	59,674	4,439	0	64,113	45,226
北海道大学	1,986	1,464	0	1	1,465	521
東北大学	9,380	1,322	70	0	1,392	7,988
筑波大学	3,448	756	1,219	0	1,975	1,473
東京大学	7,871	2,458	60	888	3,406	4,465
東京外国語大学	5,427	748	0	0	748	4,679
東京工業大学	122	21	1	0	22	100
名古屋大学	30,834	1,000	104	3	1,107	29,727
京都大学	65,934	3,838	18,368	0	22,206	43,728
大阪大学	6,496	260	4	0	264	6,232
神戸大学	52,702	26,229	7,107	2,719	36,055	16,647
広島大学	21,403	1,470	263	0	1,733	19,670
九州大学	12,871	590	8	407	1,005	11,866
日銀アーカイブ	101,553	692	76	0	768	100,785
平成30年度 合計	1,998,054	998,400	41,047	86,673	1,126,120	871,933
(割合)	100.0%	50.0%	2.1%	4.3%	56.4%	43.6%
平成29年度 合計	1,929,771	976,393	37,488	85,617	1,099,498	830,273
(割合)	100.0%	50.6%	1.9%	4.4%	57.0%	43.0%

(注) 1 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

2 宮内公文書館の「目録に記載された件数」は、所在不明により探索中の特定歴史公文書等1件を含むため、各利用制限区分の別数の合計と一致しない。

### (3) 特定歴史公文書等の所在不明事案の発生状況

平成30年度においては、宮内公文書館において、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査しようとしたところ、当該特定歴史公文書等1件の所在が不明であることが判明した（平成30年8月17日宮内庁公表）。

同館においては、所在不明の特定歴史公文書等1件の探索を続けるとともに、同様の事案の再発を防ぐため、より適切な保存環境の整った専用書庫での特定歴史公文書等の保存の徹底、宮内庁職員による利用（公文書管理法第24条に定める利用の特例）の手続きのさらなる厳格化、宮内公文書館が実施する研修に加えて、新たに同庁長官官房秘書課が実施する研修を利用して、宮内庁職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修を行うなどの取組を実施している。



## 2 移管等受入れの状況

平成30年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のとおり、63,711件（総所蔵件数の3.1%）となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが41,847件（65.7%）、②独立行政法人等から移管されたものが11,818件（18.5%）、③司法機関から移管されたものが727件（1.1%）、④民間その他の団体等から寄贈・寄託されたものが9,319件（14.6%）となっており、地方公共団体から寄贈・寄託されたものはなかった。

表3 移管等受入れ件数

（単位：件）

施設名	移管等受入れ件数					
	移管元機関の別					
	行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体等	
国立公文書館	42,482	38,374	17	727	0	3,364
宮内公文書館	1,426	1,424			0	2
外交史料館	2,049	2,049			0	0
北海道大学	205		205		0	0
東北大学	888		888		0	0
筑波大学	2,635		439		0	2,196
東京大学	323		323		0	0
東京外国語大学	0		0		0	0
東京工業大学	43		43		0	0
名古屋大学	454		454		0	0
京都大学	6,316		3,465		0	2,851
大阪大学	1,803		1,803		0	0
神戸大学	2,106		1,301		0	805
広島大学	321		321		0	0
九州大学	532		532		0	0
日銀アーカイブ	2,128		2,027		0	101
平成30年度 合計	63,711	41,847	11,818	727	0	9,319
（割合）	100.0%	65.7%	18.5%	1.1%	—	14.6%
平成29年度 合計	56,137	32,235	18,385	2,051	0	3,466
（割合）	100.0%	57.4%	32.8%	3.7%	—	6.2%

（注）1 「割合」は、移管等受入れ件数に占める割合を表す。

2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管が想定されない場合を表す。

3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。

4 行政機関等からの報告による「行政文書の管理の状況」「法人文書の管理の状況」上の移管数との相違については、行政機関等では行政（法人）文書ファイル管理簿上のファイル数で計上しているのに対し、本表では目録に記載された特定歴史公文書等の単位（識別番号単位）ごとに計上しているためである。

### 3 利用請求及び処理の状況

#### (1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている（公文書管理法第16条第1項）。

平成30年度中に、国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、9,751件であり、平成29年度と比べて1,143件(対前年度比10.5%)の減少となっている。

なお、個人に関する情報が記録されている特定歴史公文書等に対して本人から利用請求があった場合については、公文書管理法第17条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは9,751件のうち9件となっている。

また、これらの利用請求とは別に、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が7,465件行われている。

表4 利用請求件数

(単位：件)

施設名	利用請求件数（移管元行政機関等による利用の特例を除く）				（参考）移管元行政機関等による利用の特例の件数	
	平成30年度	平成29年度	うち本人からの利用請求の件数		平成30年度	平成29年度
年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
国立公文書館	3,248	3,058	8	4	468	614
宮内公文書館	2,048	2,076	0	0	2,924	2,484
外交史料館	1,404	1,596	1	0	878	228
北海道大学	12	15	0	0	0	0
東北大学	176	83	0	0	13	15
筑波大学	0	4	0	0	0	1
東京大学	108	672	0	0	0	0
東京外国語大学	540	122	0	0	0	0
東京工業大学	8	0	0	0	0	0
名古屋大学	306	380	0	0	76	81
京都大学	1,200	1,638	0	0	250	156
大阪大学	0	4	0	0	4	11
神戸大学	355	603	0	0	50	30
広島大学	0	9	0	0	0	46
九州大学	243	501	0	0	0	0
日銀アーカイブ	103	133	0	0	2,802	5,158
合計	9,751	10,894	9	4	7,465	8,824

## (2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定(利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。)を行うこととなる。

表5のとおり、平成30年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった11,359件に対し、9,458件(83.3%)が利用決定によりその処理を完了(処理済み)しており、平成31年3月31日現在、処理が完了していないもの(処理中)は1,546件(13.6%)となっている。

表5 利用請求の処理状況

(単位：件)

施設名	利用請求件数 (再掲)	平成29年度に利用請求があり、繰り越されたもの	利用請求の処理状況		
			処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	3,248	626	3,420	48	406
宮内公文書館	2,048	143	1,931	9	251
外交史料館	1,404	829	1,067	295	871
北海道大学	12	0	12	0	0
東北大学	176	0	176	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0
東京大学	108	0	108	0	0
東京外国語大学	540	0	540	0	0
東京工業大学	8	0	8	0	0
名古屋大学	306	0	306	0	0
京都大学	1,200	0	1,200	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0
神戸大学	355	0	355	0	0
広島大学	0	0	0	0	0
九州大学	243	0	243	0	0
日銀アーカイブ	103	10	92	3	18
平成30年度 合計	11,359		9,458	355	1,546
(割合)	100.0%		83.3%	3.1%	13.6%
平成29年度 合計	11,980		9,937	435	1,608
(割合)	100.0%		82.9%	3.6%	13.4%

(注) 1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

2 「割合」は、利用請求件数に占める割合を表す。

#### 4 利用決定の状況

##### (1) 利用決定件数

平成30年度には、表6のとおり、9,652件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定(全部を利用できる旨の決定)は7,687件(79.6%)、一部利用決定(利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定)は1,956件(20.3%)、全部利用制限(全部に利用制限情報が含まれており利用できない旨の決定)9件(0.09%)となっている。

また、一部利用決定がなされた1,956件について、利用制限事由の内訳をみると、個人に関する情報(公文書管理法第16条第1項第1号イ及び第2号イ)が1,621件(82.9%)と最も多く、次いで国の安全等に関する情報(同項第1号ハ)298件(15.2%)、公共の安全等に関する情報(同項第1号ニ)147件(7.5%)、法人等に関する情報(同項第1号ロ及び第2号ロ)135件(6.9%)となっている。

表6 利用決定の状況

(単位:件)

施設名	利用決定件数																									
	全部利用決定	一部利用決定	利用制限事由(法16条該当性)										全部利用制限					形式不備								
			1号				2号		3号	4号	5号	1号		2号		3号	4号		5号							
			イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ				イ	ロ	ハ	ニ					イ	ロ					
国立公文書館	3,436	2,917	519	482	65	0	2	2	1	17	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮内公文書館	1,931	1,634	288	249	0	0	77					0	11	9	0	0	0	0	0				0	9	0	
外交史料館	1,245	703	542	281	65	298	68					0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	
北海道大学	12	12	0					0	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
東北大学	176	94	82					82	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
筑波大学	0	0	0					0	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
東京大学	108	71	37					37	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
東京外国語大学	540	540	0					0	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
東京工業大学	8	7	1					1	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
名古屋大学	306	287	19					19	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
京都大学	1,200	840	360					360	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
大阪大学	0	0	0					0	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
神戸大学	355	254	101					101	3			0	0	0			0	0					0	0	0	
広島大学	0	0	0					0	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
九州大学	243	243	0					0	0			0	0	0			0	0					0	0	0	
日銀アーカイブ	92	85	7					7	1			0	0	0			0	0					0	0	0	
平成30年度合計	9,652	7,687	1,956	1,012	130	298	147	609	5	17	1	34	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
(割合)	100.0%	79.6%	20.3%	-										0.09%					-							
平成29年度合計	10,224	8,503	1,720	855	120	243	86	625	10	18	8	15	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
(割合)	100.0%	83.2%	16.8%	-										0.01%					-							

- (注) 1 利用制限事由欄の数は延べ数である(1文書に複数の利用制限事由が含まれる場合があるため)。  
 2 1件の利用請求に対し複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は処理済み件数(表5:9,458件)と必ずしも一致しない。  
 3 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。  
 4 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。  
 5 斜線部分は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

## (2) 利用決定までの期間の状況

特定歴史公文書等ガイドライン（第3章第1節第15条）では、利用決定までの期間について、以下のとおり定められている。

- ① 利用請求があった場合：速やかな利用決定
- ② 利用制限事由の存否確認作業が必要な場合等：30日以内の利用決定
- ③ 事務処理上の困難等の場合：②(30日)に加え30日以内の延長
- ④ 著しく大量の利用請求の場合：相当の部分について60日以内に利用決定し、残りの部分については相当の期間内に利用決定(特例延長)

### ア 利用決定までの期間

平成30年度中になされた利用決定9,652件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、延長をしなかった7,462件(77.3%)については、即日利用決定を行ったものは2,344件(24.3%)、30日以内に利用決定を行ったものは5,111件(53.0%)、期限を超過したものは7件(0.1%)であった。

また、30日以内の延長を行った313件(3.2%)については、全て期限内に利用決定がなされた。特例延長を行った1,877件(19.4%)については、期限内に利用決定がなされたものは1,876件(19.4%)、期限を超過したものは1件(0.01%)であった。

なお、利用決定期限を超過したものが8件みられる。東京大学では、延長手続きをすべきところを失念したことにより期限超過をしたものである。同様の事案の再発を防止するため、同館においては、利用決定の手続きについての周知徹底を実施している。

また、国立公文書館では、特例延長を適用した事案において、相当の部分について60日以内に利用決定すべきところ、期限の確認が不十分であったため期限超過をしたものである。同様の事案の再発を防止するため、同館においては、利用決定までの工程管理の強化を実施している。

表7 利用決定までの期間

(単位:件)

施設名	利用決定件数(再掲)										
		延長をしなかったもの				30日以内の延長			特例延長		
		即日	30日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過	
国立公文書館	3,436	2,843	477	2,366	0	28	28	0	565	564	1
宮内公文書館	1,931	1,575	0	1,575	0	279	279	0	77	77	0
外交史料館	1,245	5	0	5	0	5	5	0	1,235	1,235	0
北海道大学	12	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	176	176	16	160	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	108	108	8	93	7	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	540	540	0	540	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	8	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	306	306	306	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	1,200	1,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	355	355	337	18	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	243	243	0	243	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	92	91	0	91	0	1	1	0	0	0	0
平成30年度合計	9,652	7,462	2,344	5,111	7	313	313	0	1,877	1,876	1
(割合)	100.0%	77.3%	24.3%	53.0%	0.1%	3.2%	3.2%	0.0%	19.4%	19.4%	0.01%
平成29年度合計	10,224	8,352	2,983	5,369	0	142	142	0	1,730	1,730	0
(割合)	100.0%	81.7%	29.2%	52.5%	0.0%	1.4%	1.4%	0.0%	16.9%	16.9%	0.0%

(注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

## イ 30日以内の延長をした理由

特定歴史公文書等ガイドラインでは、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができる（第3章第1節第15条第3項）。

平成30年度に30日以内の延長を行った313件について、その適用理由をみると、表8のとおり、利用請求の対象となった文書が大量であることにより審査に時間を要したものが203件（64.9%）、審査が困難で時間を要したものが110件（35.1%）であった。

表8 30日以内の延長をした理由

（単位：件）

施設名	30日以内の延長を行った件数(再掲)					
		審査困難	対象文書が大量	第三者からの意見書提出に時間を要した	複製物の作成に時間を要した	その他の理由
国立公文書館	28	28	0	0	0	0
宮内公文書館	279	76	203	0	0	0
外交史料館	5	5	0	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	1	1	0	0	0	0
平成30年度 合計	313	110	203	0	0	0
（割合）	100.0%	35.1%	64.9%	0.0%	0.0%	0.0%
平成29年度 合計	142	138	4	0	0	0
（割合）	100.0%	97.2%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 1 1件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、各理由別件数の合計は、延長件数（合計）とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30日以内の延長をした件数に占める割合を表す。

## ウ 特例延長の処理状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量で、利用請求があった日から60日以内にそのすべてについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定することができるとしている(第3章第1節第15条第4項)。

上記の特例延長を適用して行われた利用決定は1,877件あり、その利用決定までの処理状況をみると、表9のとおり、485件(25.8%)については利用請求から60日以内に利用決定がなされ、利用決定が61日から90日以内に行われたものが51件(2.7%)、91日から半年以内が151件(8.0%)、半年超から1年以内が963件(51.3%)となっており、1年を超過したものが227件(12.1%)という状況であった。

表9 特例延長の処理状況

(単位:件)

施設名	特例延長を行った件数(再掲)	利用請求から利用決定までに要した日数				
		60日以内	61日～90日	91日～半年	半年超～1年	1年超
		国立公文書館	565	126	49	99
宮内公文書館	77	13	0	45	19	0
外交史料館	1,235	346	2	7	850	30
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
平成30年度 合計	1,877	485	51	151	963	227
(割合)	100.0%	25.8%	2.7%	8.0%	51.3%	12.1%
平成29年度 合計	1,730	499	144	342	623	122
(割合)	100.0%	28.8%	8.3%	19.8%	36.0%	7.1%

(注) 「割合」は、特例延長を行った件数に占める割合を表す。